○観光庁告示第十三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成三十年五月十五日

観光庁長官　田村明比古

一　登録年月日　平成三十年四月二十四日
二　登録番号　第五十八号
三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社　アーバン・トラベル札幌
四　住所　北海道札幌市中央区南三条西四丁目八番地
五　研修業務を行う事務所の所在地　北海道札幌市中央区南三条西四丁目八番地
六　法人にあってはその代表者の氏名　松本　和英

○防衛省告示第百一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年五月二十二日から同月二十四日（予備、同月二十五日）までの間、毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦等　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年五月二十三日から同月二十五日までの間、毎日〇七〇〇から一八三〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦等　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年五月二十三日から同月二十五日までの間、毎日〇七〇〇から一八三〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年五月二十九日から同月三十一日（予備、六月一日）までの間、毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成三十年五月十五日

関東地方整備局長　泊　宏

別表の指定番号五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中
「イ　東京本店　東京都豊島区南大塚三丁目三十七番五号
ロ　西東京出張所　東京都西東京市東伏見四丁目六番十五号」を
「東京本店　東京都豊島区南大塚三丁目三十七番五号」に改める。

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月十五日

その関係図面は、平成三十年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山県東牟婁郡串本町串本二六八番二から同県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ平見七七七番まで	前	七・〇〇～九二・五〇	二五・五一〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	七・〇〇～九二・五〇	二五・五一〇	
	後B	一〇・五〇～一六一・一八	一九・七六〇	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月十五日

その関係図面は、平成三十年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
姫路市苫編南一丁目一四四番から同市苫編字薮ノ下四一四番三まで	前	三〇・四四～四九・〇七	三・一二～五九・六二
	後	三三・一二～五九・六二	〇・五一七

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所